

## 有害獣対策コーディネーター業務委託 プロポーザル募集要項

### 1. 本要項の目的

本募集要項は、佐久間地区活性化推進協議会が発注する有害獣対策コーディネーター業務の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務の趣旨

鋸南町佐久間地区は、中佐久間、上佐久間、奥山、大崩の4地域で構成され、鋸南町の南東部を占める中山間地域であり、のどかな農村風景を色濃く残す地域となっている。

しかし、イノシシやシカなどの野生獣による農作物被害等が深刻化しており、生産意欲や定住意欲を減退させる大きな要因となっている。その対策を担う狩猟者も高齢化が進行しており、将来的には担い手の不足も懸念されている。

このことから、地域ぐるみでの有害獣対策を推進するため、農作物被害の発生場所や原因を把握し、迅速かつ効果的な対策を実施するため、地域住民が一体となった地域ぐるみでの対策の必要性を理解してもらうとともに、地域住民の鳥獣被害防止対策に関する専門的な知識・技術を習得することを目的に本事業を実施する。

### 3. 業務の概要

- (1) 業 務 名：有害獣対策コーディネーター業務委託
- (2) 委 託 期 間：契約締結日から令和 3年 2月26日（金）
- (3) 業 務 内 容：別添「有害獣対策コーディネーター業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託費の上限：1, 420, 000円

### 4. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

本業務は佐久間地区における有害獣対策を推進することを目的に実施するものであり、本地区の実情を踏まえ、課題の整理、分析、及び地域住民が専門的な知識・技術を習得するための業務である。このため、受託候補者の選定については、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から幅広い提案を募集し、業務の目的を達成するための必要な分析力、企画力を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、より優れた事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

### 5. 参加資格

本業務に係るプロポーザルに応募できる者は、委託業務を効果的かつ次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (5) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 経営内容等から業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい知識及び技術を備えていること。
- (7) 協議会が行う説明会及びその後の打合せ等に参加できること。

## 6. 日程

項目	日程
(1) 募集要項の公表	令和 2年 8月 4日 (火)
(2) 質問の受付	令和 2年 8月 4日 (火) ～令和 2年 8月 11日 (火)
(3) 質問の回答	随時 (鋸南町ホームページに掲載)
(4) 企画提案書の受付	令和 2年 8月 12日 (水) ～令和 2年 8月 21日 (金)
(5) 書類審査	令和 2年 8月下旬
(6) 審査結果の公表	令和 2年 9月 1日 (火) (予定)

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

## 7. 質問書の受付及び回答

### (1) 質問

#### ①受付期間

令和 2年 8月 4日 (火) から令和 2年 8月 11日 (火) まで

#### ②受付方法

質問書（様式第7号）に質問事項を記載の上、事務局あてに電子メール又はファックスにより送信する。ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。

事務局（鋸南町地域振興課） メールアドレス [nourin@town.kyonan.chiba.jp](mailto:nourin@town.kyonan.chiba.jp)  
 ファックス 0470-55-0421

着信確認のため、送信後、必ず事務局に電話連絡を行うこと。

### (2) 質問への回答

質問に対する回答は、随時、鋸南町ホームページに掲載する。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和 2年 8月 12日 (水) から令和 2年 8月 21日 (金) まで  
 上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで

### (2) 提出場所

佐久間地区活性化推進協議会事務局  
 〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458 鋸南町地域振興課内

### (3) 提出方法

直接持参または郵送（提出期間内に必着）

郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し84円切手を貼付した長3封筒を同封すること。

(4) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案書表紙（様式1） 正本1部・副本9部
- ②会社概要（様式任意、パンフレットなど） 10部
- ③定款の写し 10部
- ④決算報告書（直近3年度分の財務諸表） 10部  
事業セグメント別の情報がある場合には添付すること。
- ⑤納税証明書 正本1部・副本9部  
法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明または未納がないことを証明した書類。
- ⑥業務実績（様式2） 正本1部・副本9部
- ⑦業務実施方針（様式3） 正本1部・副本9部
- ⑧業務実施体制（様式4） 正本1部・副本9部
- ⑨総括責任者・担当者の経歴及び実績（様式5） 正本1部・副本9部
- ⑩企画提案書（様式6） 正本1部・副本9部  
・A4判20ページ以内で作成すること。やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算すること。  
・企画提案書は、別紙仕様書、選定基準表をもとに、仕様書の項目に即して提案内容を記載する。
- ⑪見積書（様式任意） 正本1部・副本9部  
・予定価格を超えた見積りは失格とする。  
・業務の内容、人件費等の積算内訳を記載した内訳書を添付すること。
- ⑫契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第2号） 正本1部

(5) 提案にあたっての留意事項

- ①提出する書類は、原則A4判縦型、横書きとする。
- ②提出後における提案書の差替え、追加等は不可とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④採用事業者に対し、後日提出書類の電子データの提出を求められることがある。
- ⑤提出された書類は公表する場合がある。ただし、協議会と提案者との協議において、公表されることにより提案者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
- ⑥協議会は本プロポーザルに関する公表及び協議会が必要と認める場合、提案書を無償で使用できるものとする。また提案書に含まれる第三者の著作物について公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこととする。
- ⑦使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9. 選定方法

(1) 選定基準

審査は概ね以下の項目に基づき、総合的に審査する。

審査項目		配点基準
ア	業務実績 (様式2)	15
イ	業務実施方針 (様式3)	10
ウ	見積金額 (様式3)	5
エ	業務実施体制 (様式4・5)	20
オ	企画提案 (様式6)	50

※詳細は、別紙「有害獣対策コーディネーター業務委託選定基準表」による。

## (2) 選定方法

- ①提案書類の内容に基づき、書類審査により選定する。
- ②本協議会が設置する選定委員会において、当該業務に対する理解度、取り組みの手法などを評価し、委託先として適した事業者を選定する。最も評価の高い事業者を優先交渉事業者とし、2番目に評価の高い提案者を第2位優先交渉事業者とする。なお、プロポーザル応募者が1者のみの場合でも審査・評価を実施し、評価が一定水準に達しない(全委員の評価点の合計が満点の6割未満)の場合は受託候補者として選定しない。
- ③書類審査の実施日や時間等の詳細については、後日応募者に連絡する。

## (3) 選定委員会の組織

選定委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- ①委員長 協議会会長
- ②副委員長 協議会副会長
- ③委員 協議会会員
- ④委員 協議会事務局長(鋸南町地域振興課長)

## (4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に対し、書面で通知するとともに、鋸南町ホームページにて公表する。

## 10. 契約

- (1) 優先交渉事業者との協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する。なお、提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、協議に基づき変更を生ずることがある。
- (2) 優先交渉事業者が契約を辞退した場合又は参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第2位の優先交渉事業者を新たな優先交渉事業者とする。

## 11. その他

### (1) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本プロポーザルの期間中に「5. 参加資格」に規定する参加資格を失った場合
- ②「3-(4) 委託費の上限額」に規定する金額を超える見積書を提出した場合
- ③提出した書類等に虚偽の内容が記載されていると判断した場合
- ④著しく信義に反する行為を起こした場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他選考委員会が不適格と認めた場合

### (2) 全般的な留意事項

- ①本プロポーザルに関する経費は、全て提案者の負担とする。
- ②選定のため必要と認める場合に限り、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③本プロポーザルに参加する者は、優先交渉事業者の選定後において、本募集要項及び仕様書、募集関係書類の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

### (3) 仕様書

優れた提案の内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受注者と協議して決定するものとする。

(4) 業務の再委託

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

(5) 提出及び問合せ先

佐久間地区活性化推進協議会事務局

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458 鋸南町地域振興課内

電話番号 0470-55-4805

FAX番号 0470-55-0421

E-mail [nourin@town.kyonan.chiba.jp](mailto:nourin@town.kyonan.chiba.jp)

別紙

有害獣対策コーディネーター業務委託選定基準表

審査項目	評価					評価基準
	A-極めて優れている	B-優れている	C-普通	D-劣る	E-著しく劣る	
業務実績 (配点 15)	A 15	B 12	C 9	D 6	E 3	1. 本業務と類似する業務の経験、実績はあるか
業務実施 方針 (配点 10)	A 10	B 8	C 6	D 4	E 2	1. わかりやすさや参加意欲を引き出すような方針を立てているか 2. 既存知識だけでなく広範な知見を活用する姿勢があるか
見積金額 (配点 5)	A 5	B 4	C 3	D 2	E 1	1. 予算範囲内〔142万円(税込)〕か
業務実施 体制 (配点 20)	A 20	B 16	C 12	D 8	E 4	1. 実施体制、担当者の配置、協力体制、専門的知識などは適切か 2. 総括責任者に類する業務の実績はあるか 3. メンバーに類する業務の実績はあるか
企画提案 (配点 50)	A 50	B 40	C 30	D 20	E 10	1. 提案の内容が、仕様書に定めた業務内容を踏まえているか 2. 目的を達成するための業務遂行の方法は的確か 3. 各種データの選択と収集方法、関連付けは適切か 4. 現状認識や課題の捉え方、分析手法等は的確か 5. 独自性、積極性等、期待できる提案となっているか 6. 表現方法などが、わかりやすく、視覚的な表現となっているか 7. 作業工程スケジュールが柔軟かつ確実性があるか